

平成19年第2回定例会は6月6日から19日まで、会期14日間で開催されました。今回の定例会では、「瑞穂町義務教育就学児の医療費の助成に関する条例」など、合わせて13件の町長提出議案と、「年金の受給権消滅や減額を受ける被害者の救済を求める意見書」など2件の議員提出議案を審議しました。

義務教育就学児の医療費の助成に関する条例

助成に関する条例を可決

小・中学生の医療費負担 10月から2割へ軽減

都は、新たな子育て支援策として、義務教育就学児（小中学生）の医療費を助成する制度を創設しました。これを受けた町から、議会に条例案が提出され、採決の結果全会一致で可決しました。



中学生も対象に（瑞中の運動会）

本案を可決したことにより、本年10月から、義務教育就学児を養育している方に対して、医療費の一割を助成（都と町が半分ずつ負担）することになり、従来自己負担が3割であったものが2割に軽減されます。（所得制限あり）

補正予算を可決

老人保健医療特別会計予算を5,824万9,000円増額する補正予算を可決しました。内容は、歳入では繰越金の追加、歳出では諸支出金の追加です。